

# 海外移住事業のあり方に関する調査 報告書

平成8年3月

JICA LIBRARY



3 1136203 [5]

## 国際協力事業団

移住

CR00

97-1

海外移住事業のあり方に関する調査報告書

平成8年3月

JICA LIBRARY







1136203(5)

海外移住事業のあり方に関する調査  
報告書

平成8年3月

国際協力事業団



## 序

戦後の海外移住は、約630万人にも上る引揚者や復員者による人口過剰問題を背景に、昭和27年（1952）のブラジル・アマゾン地域への移住者54名によって開始され、これまでに40年余りが経過しています。

この間、海外移住をめぐる社会環境も大きく変化してきました。戦後の海外移住の一大要因であった人口問題は、昭和30年代における我が国の急速な経済復興と国内における雇用人口の吸収によって終息に向かい、当事業団の支援を受けての中南米諸国への移住者数も、昭和30年代後半からはほぼ一貫して減少を続けてきました。その結果、海外移住の政策理念は、人口問題解決策としての移住者送り出しから、我が国移住者が有する潜在能力の開発、あるいは移住先国への貢献による我が国の国際的評価の向上へと転換されることとなり、海外移住事業の主要な業務も既移住者の現地での定着・安定を図る援護業務へと移ってきました。

さらに、現地の移住者・日系人社会の世代交代が進み、現地国籍を有するいわゆる日系人がその中核となりつつあります。そのため、移住者のみを対象とする海外移住事業の枠組を越えて、当事業団と日系社会との将来的な関係という新たな課題の検討が必要となっています。

このような背景のもと、当事業団では平成6年度から海外移住事業の再編に取り組んでおり、予算や組織に係る見直しに着手したところです。本調査は、これまでの再編の過程を踏まえ、今後の海外移住事業及び日系社会との関係のあり方を体系的に検討し、さらなる再編の方向性を提示していくことを目的としたものです。

中南米諸国の移住者社会は総じて成熟段階に到達していると言えますが、未だ定着・安定に至っていない移住地も存在していることから、当事業団としては、戦後の海外移住事業の受入れ先であったこれら中南米諸国に対する国際協力事業を、一層計画的かつ効果的に実施して参る所存です。さらに、世代交代、現地社会への融和という課題を克服し、移住先国での経済・社会開発の担い手として、また、我が国との文化交流の架け橋として現地社会で活躍する日系人の方々との協力関係の強化を喫緊の課題として取り組んで参る所存です。

本報告書がこうした課題についての関係者の認識の共有化と今後の取り組みの参考として活用いただければ幸いです。

平成 8年 3月  
国際協力事業団企画部  
部長 小田野 展丈



# 目 次

序

要 約 .....	1
I. 移住事業の再編と今後の方向性 .....	19
1. 移住事業の基本施策とその変遷 .....	21
(1) 海外移住の変化 .....	21
(2) 移住事業の変遷と移住者・日系人支援 .....	21
2. 移住事業の現状と再編の背景 .....	21
(1) 移住者・日系人社会の現状 .....	21
(2) 外交的資産としての日系人 .....	22
(3) 経済技術協力における日系人の役割 .....	22
(4) JICA移住事業実施体制の再編 .....	23
3. 既移住者の定着・安定のための援助（移住者援護事業） .....	24
(1) 援助の必要性 .....	24
(2) 援助の具体的課題 .....	24
(3) 計画的支援策の必要性 .....	24
4. 日系人社会に対する支援・協力の拡充（日系人支援） .....	25
(1) 経済技術協力による日系人関連事業 .....	25
(2) 民間団体の活用による日系人関連事業 .....	26
(3) 人材育成及び日本語教育 .....	26
(4) 海外移住センターのあり方 .....	27
(5) 日系人本邦就労者対策 .....	27
II. 移住者援護事業のあり方 .....	29
1. 移住者援護事業に対する取り組みと検討の進め方 .....	31
(1) 計画的援護施策検討の必要性 .....	31
(2) 本調査における検討手順及び検討内容 .....	31
(3) 移住者援護事業の範囲 .....	31
(4) 今後に残された検討課題 .....	32
2. 移住者援護事業の実績 .....	33
(1) 交付金による援護事業 .....	33
(2) 出資金による援護事業 .....	41
3. 移住者援護事業の今後の課題 .....	46
(1) 主要移住先国別にみた今後の課題 .....	46
(2) 分野別にみた今後の課題 .....	52
III. 日系人支援のあり方 .....	65
1. JICAにおける日系人関連事業の実施形態 .....	67
(1) 経済技術協カスキームによる実施 .....	67
(2) 移住事業による実施（民間事業への移管） .....	68

2. 移住事業から今後の日系人関連事業への進め方 .....	69
(1) 知識普及費 .....	69
(2) 海外開発青年送出諸費 .....	69
(3) 援助指導諸費 .....	69
(4) 人材育成費 .....	72
(5) 調査諸費 .....	73
3. 日系人を通じた技術協力 .....	76
(1) 日系人を通じた技術協力の趣旨 .....	76
(2) 日系人を通じた技術協力の背景と期待される効果 .....	77
(3) 日系人を通じた技術協力の事業内容 .....	78
(4) 資料 .....	81
4. 日本語教育の方向性と J I C A による今後の取り組み方 .....	86
(1) 「日系人と日本語教育の考え方に関する検討委員会」設置の背景 .....	86
(2) 検討委員会の目的 .....	86
(3) 検討結果の主要内容 .....	87
IV. 海外移住センターのあり方 .....	95
1. 海外移住センターと移住事業の再編 .....	97
(1) 海外移住センターの沿革と変遷 .....	97
(2) 海外移住センターと平成6年度移住事業の再編 .....	97
(3) 海外移住センターと「日系人を通じた技術協力」(平成8年度移住事業の再編) ...	99
(4) 海外移住センターの方向性と検討課題 .....	100
2. 総合センターとして考えられる機能 .....	101
(1) 技術研修員受入事業 .....	101
(2) 日系社会青年ボランティア派遣事業 .....	104
(3) 海外移住事業 .....	104
(4) 総合窓口機能 .....	105
(5) その他 .....	106
3. 海外移住センター施設の現状と総合センターとしての課題 .....	107
(1) 海外移住センター施設の現状 .....	107
(2) 総合センターとしての建替えの必要性 .....	108
4. 総合センターの施設内容と規模 .....	109
(1) 技術研修員受入事業に必要な宿泊施設 .....	109
(2) 日系社会青年ボランティア派遣事業に必要な宿泊施設 .....	110
(3) 海外移住事業に必要な宿泊施設 .....	110
(4) 総合センターの適正宿泊施設規模 .....	111
(5) その他必要な施設内容 .....	114
(6) 総合センターの施設規模 .....	114
5. 総合センターの立地と建設方法 .....	114
(1) 海外移住センター敷地に建設する場合 .....	115
(2) 「みなとみらい21」新港地区に建設する場合 .....	116
(3) 今後の検討の方向性 .....	117
6. 総合センターの運営 .....	118

# 海外移住事業のあり方に関する調査

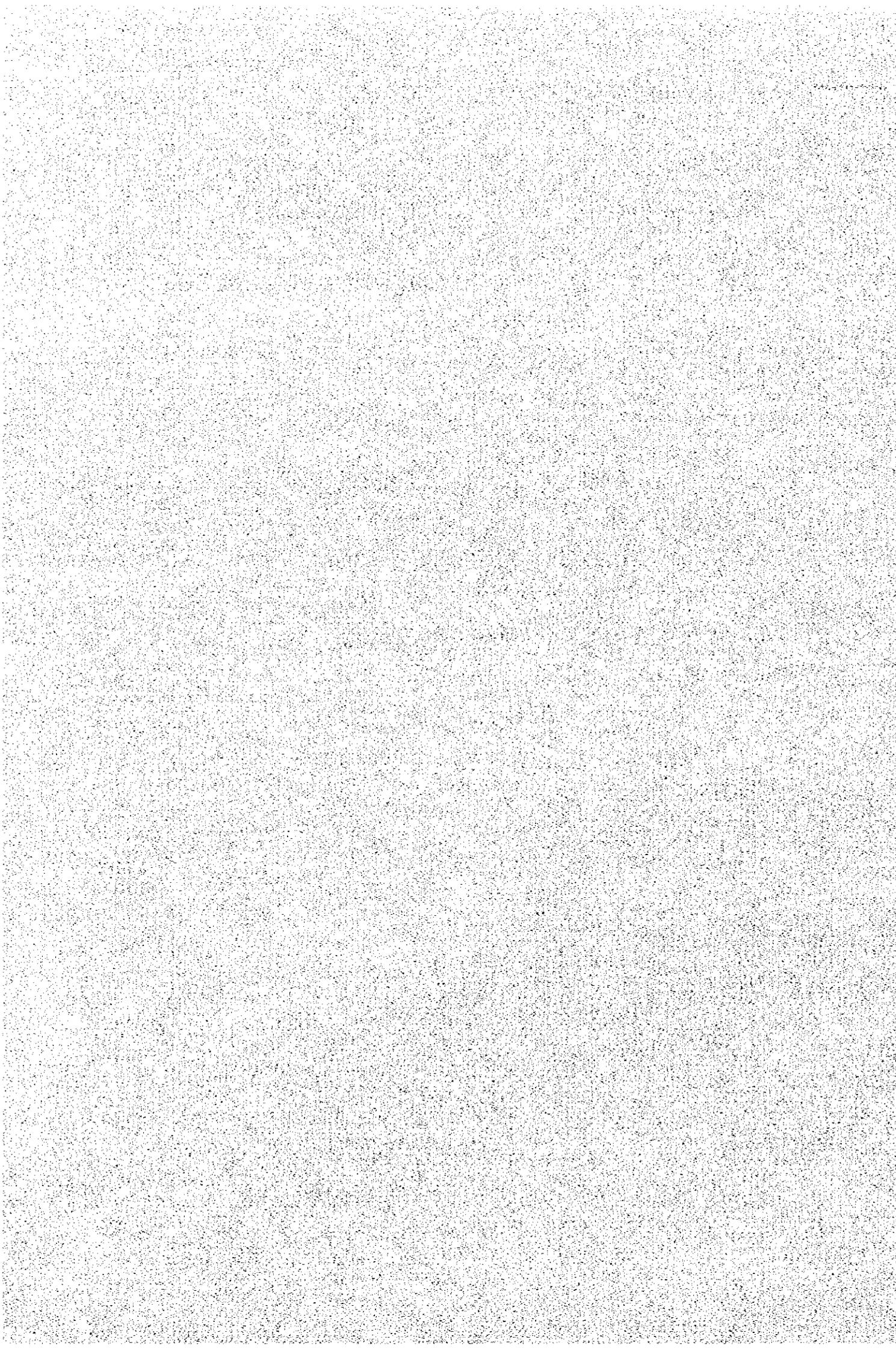
## 要 約

I. 移住事業の再編と今後の方向性

II. 移住者援護事業のあり方

III. 日系人支援のあり方

IV. 海外移住センターのあり方



# I. 移住事業の再編と今後の方向性

## 1. 移住事業の基本施策とその変遷

我が国国民による戦後の海外移住は、食糧難や失業者問題が深刻化した戦後間もない昭和27年に再開され、以来40年余りが経過した。この間、移住者数、移住形態、移住先国とも時代の変遷とともに大きく変化してきている。近年、政府の支援を必要とする中南米諸国への移住者数は著しく減少し、JICA扱い移住者数は、長期的に一貫して低減の方向をたどってきた。

戦後の我が国の移住事業は、当初は中南米諸国への移住者の送出に重点がおかれていたが、昭和40年代には、移住者数が減少傾向となり、移住者の現地における定着・安定のための援護に事業の重点が移行した。さらに、昭和50年代以降の移住事業においては、移住者自身に対する援護に加え、移住者子弟たる日系人への支援無くして移住者自身の安定自立も期し得ないとの見地から、JICAの移住事業の一環として移住者子弟の人材育成（現地教育、本邦研修）、日本語教育等のための事業が行われてきた。

## 2. 移住事業の現状と再編の背景

- (1) このような変遷の中で、海外における移住者・日系人社会も新たな変革期を迎えている。

我が国の戦前戦後の移住者総数は約103万人に及ぶが、現在の移住者・日系人社会は、ブラジルの約130万人を筆頭に、推定で250万人に達するとともに、世代交代が進展しつつあり、2～4世が日系社会の中核を構成するに至っている。いまや、移住者・日系人社会は、時代の変化を経て各々の移住先国で確固たる地位と評価を築き上げており、移住先国の発展ばかりでなく、我が国との友好・協力関係の増進に大きな役割を担うに至っている。

- (2) これらの日系人は、総じて我が国に対する良き理解者であり、我が国と居住国との2国間関係の強化等を進めていく上で、有力な支持基盤となりうる貴重な外交的資産といえる。したがって、従来中南米地域において、日本人たる移住者に対する支援の一環として考えられてきた日系人関連事業を捉え直し、外国人たる日系人に対する事業のあり方として考え直す必要がある。すなわち、日系人が我が国と居住国との間の2国間関係において大きな役割を果たしていることを積極的に評価して、日系人関連事業のあり方を再構築することが肝要である。

- (3) その際、日系人関連事業の内容については、移住事業のみならず、経済技術協力を考慮にいれていくことが重要である。すなわち、多くの日系移住地が地域開発の

拠点となって、当該国の経済・社会発展に寄与しており、経済技術協力を通じて移住地を含む広域な地域社会開発のために、日系人が協力の担い手、あるいは「媒体」として活躍していくことが期待される。

- (4) 移住事業をめぐる状況の変化に対応するため、平成6年度から移住事業の再編を行っている。再編の趣旨は、新たな移住者への訓練・送にかかわるサービスを段階的に整理縮小する一方、既移住者の定着・安定にも十分配慮しつつ、国際協力の側面をより重視して移住者・日系人社会に対する支援・協力を一層強化していくことである。これにともない、事業の類似性から技術協力部門で実施可能な事業（移住研修員受入、移住専門家派遣、移住シニア専門家派遣、試験場運営、海外開発青年派遣）については、関連する技術協力担当部局で実施することになった。

### 3. 既移住者の定着・安定のための援助（移住者援護事業）

中南米諸国に戦後形成した奥地集団移住地においては、なお自立安定に達していない一部の移住地がある。あるいは、概ね自立安定に達しようとしている移住地であっても、移住者の自助努力の及ばない居住国の経済的・社会的要因のために、引き続き重い負担を強いられている例もみられる。また、移住者1世の高齢化の進展にともない、特に都市部における高齢者福祉問題が深刻化しつつある。さらに、集団移住地を今後さらに維持・発展させていくためには、周辺地域と一体となって調和ある地域開発を進めていくことも重要である。

これらの諸問題に対する移住者援護事業については、当面の間支援を継続する必要があるとともに、個々の援護業務を実施するに当たっては、当該国の背景、移住地の問題点、移住者・日系人社会の現状及び課題等を把握し、最も効果的かつ計画的な援護事業を実施していくことが必要である。

### 4. 日系人社会に対する支援・協力の拡充（日系人支援）

#### (1) 経済技術協力による日系人関連事業

##### 1) 「国際約束の形成」を行うもの

上述した経済技術協力における日系人の役割を踏まえ、通常の経済技術協力スキームにより、日系人が裨益するとともに「媒体」となりうる案件を可能な限り取り上げることが望ましい。

##### 2) 「国際約束の形成」を行わないもの

また、従来移住事業費にて実施してきた事業のうちの一部（移住研修員受入等）について、その位置付けを見直し「日系人を通じた技術協力」事業として、平成8年度において技術協力事業費として予算要求した結果、同要求が認められた。本事

業については、経済技術協力案件で必要とされる相手国政府との「国際約束の形成」は国により必ずしも容易でないことが予想されるため、従来通り日系団体との間で直接実施する。

## (2) 民間団体の活用による日系人関連事業

経済技術協力スキームに乗らない日系人関連事業については、当面従来どおり移住事業の延長線上で実施することになるが、本件事業については、現状においても多くを民間団体への助成または委託により実施しており、今後民間団体への業務委託をさらに進め、その活用を図るとともに将来的には、民間事業への移管を検討することが望ましい。

## (3) 人材育成及び日本語教育

世代交代が進む中で、将来居住国で指導者となりうる素養を有する有能な人材を育成することが急務となっているが、特に2国間の架け橋としての役割を担うためには日本語教育の充実に向け、そのあり方を見直す必要がある。

## 5. 海外移住センターのあり方

移住者送出的ための宿泊訓練施設として建設した海外移住センターは、施設の老朽化による建替えの必要性に加え、施設機能の見直しが必要になっている。そのため、JICAが実施する今後の日系人関連事業（「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業）の拠点機能を含むJICA事業の総合センターとして同施設の建て替えを検討する必要がある。

## II. 移住者援護事業のあり方

### 1. 移住者援護事業に対する取り組みと検討の進め方

#### (1) 計画的援護施策検討の必要性

中南米諸国の移住者社会は概ね自立安定に達しているが、ドミニカ共和国あるいはトメアス移住地のように、自立安定に達していない一部の移住地や、パラグアイ、ボリビアの集団移住地のように、居住国の経済的・社会的要因のために、例えば道路の維持管理等引き続き自己負担を求められている移住地がある。また、成熟した移住者・日系人社会にあっても、移住者1世の高齢化の進展に伴い、老人福祉問題が深刻化しつつある現状がある。これらの移住者に対する援護事業を実施するに当たっては、重点的かつ効率的な実施のため、より一層計画性を持たせた援護施策を策定の上、移住事業の目的達成のため、着実に事業を推進していくことが肝要である。

#### (2) 本調査における検討内容及び今後の残された検討課題

移住者援護事業を重点的かつ計画的に実施していくために、在外事務所で作成した各国（移住地）別の実績と今後の課題・見通しに関する資料を踏まえ、交付金事業を中心に今後の移住援護事業の進め方について検討した。ただし、交付金事業の今後の具体的な年度別実施計画、重要財産処分及び移住融資等出資金事業については十分な検討までには至っておらず、今後さらに踏み込んだ検討が必要である。

### 2. 移住者援護事業の実績

#### (1) 交付金による援護事業

事業予算総額は昭和38年～平成5年の認可予算ベースで323億円に上り、JICA取扱移住者1人当たり援助額は約440千円（14千円／年／人）になる（JICA取扱移住者約73,000人）。予算配分の内訳は、総額の内約60%を移住者を直接援助対象とした定着・安定のための農業生産基盤整備、生活環境整備、医療衛生環境整備事業に投入し、約40%を移住者子弟を主として援助対象とした教育環境整備、人材育成、本邦就労者対策事業に投入している。

ただし近年（昭和60年～平成5年）においては、前者への投入は約40%に減少。一方、後者は約60%に増加しており、移住事業施策の重点は、移住者の定着・安定を目的とした移住者援護事業から移住者子弟を対象とした、いわゆる日系人支援事業に明確に移行している。

## (2) 出資金による援護事業

### 1) 入植地事業の実績

ブラジル、パラグアイ、及びアルゼンティンの3カ国において、計28入植地を設定（土地の取得及び造成）し、管理及び分譲を行ってきた。入植地設定の総面積は267,100ヘクタール、総造成区画数は7,478ロッテにのぼり、平成6年度末現在での分譲済区画数は7,347ロッテ（未分譲区画は131ロッテ）で、分譲率は98.2%である。このように、JICAが設定した入植地はほぼ完売状態となっており、また、新移住者が途絶えたことにより、入植地に関する需要もなくなりつつあり、同事業については、概ね所期の目的を達したものとみなされる。したがって、今後の入植地事業の課題は、分譲価格の引き下げ等による未分譲ロッテの早期分譲と譲売上金（頭金、年賦金）の早期回収の2点と考えられる。

### 2) 移住融資事業の実績

戦後移住者の大多数は農業移住者として渡航し、移住先国でも最僻地の原始林地帯に入植した。この僻地型農業には多額の資金が必要とされるが、移住先国の農業保護政策は十分とは言えず、安定して長期かつ低利資金を供与するJICA移住融資は移住者の生産活動に不可欠なものであった。移住融資制度は昭和31年に開始され、平成7年度末までの貸付累計は約410億円、貸付残高は約80億円である。年間貸付計画規模は年20億円前後で推移してきたが、昭和63年度以降は政府から新規出資がなされていないこともあり、貸付事業規模の漸減が避けられない状況にあるが、営農安定化のための設備投資等のため、現時点においても、融資事業に関する移住者側のニーズは依然として高く、またその効果も大きい。したがって、事業規模の急激な縮小を防ぐためには、債権管理及び融資計画の両面からの検討が必要となる。

## 3. 移住者援護事業の今後の課題

### (1) 主要移住先国別の今後の課題

主要移住先国における移住者・日系人の置かれている状況、各日系社会の抱えている課題は、当該国の国情により一様ではないものの、共通点として、概ね日系人社会は自立・安定の段階に到達し、現地社会への融和が進んでいること、世代交代が進み日系人としてのアイデンティティが薄くなっていることなどが上げられる。また、移住地に関しては、総じて基本的インフラ整備が完了し、営農は安定した状態にあり、移住地形成はほぼ完成期に達した感が強いが、一層の営農基盤安定のため、営農形態の多様化が今後の課題となろう。

各国別の重要度の高い課題としては、ボリビアについては、周辺住民を巻き込んだ地域社会建設、地域社会全体に裨益する経済・技術協力の積極的な実施。ブラジルのうち南ブラジルについては高齢移住者のための福祉、医療問題。北ブラジル

では、代替作物の発掘等営農の多角化による農業生産基盤の確立。パラグアイは営農基盤の一層の安定、子弟の高等教育推進、高齢者対策。ドミニカ共和国については、経済・技術協力との連携を含めたきめ細かい対応、いわゆる「基本問題」に関連しての移住者との対話の継続などが挙げられる。

## (2) 分野別にみた今後の課題

各事業分野別の目的達成状況については、一部を除き概ね当初の目的を達成したと判断できる。これらの事業については、段階的に整理していくことを検討すべきであるが、海外開発青年派遣、試験場運営、営農普及、施設等整備、人材育成など、今後より一層経済・技術協力との連携が必要なもの、あるいは日系人を媒介とする技術協力事業の促進に必要であり日系人支援事業として新たな指針のもとでの実施を検討すべき事業もある。さらに、将来的には民間事業として実施することを検討すべきものもある。

### III. 日系人支援のあり方

#### 1. JICAにおける日系人関連事業の実施形態

##### (1) 経済技術協力スキームによる実施

###### 1) 通常の経済技術協力スキームによる実施

既存の経協予算により、通常の経済技術協力スキームで日系社会が裨益したり日系人が媒体となる案件を実施する（農業・医療分野のプロ技協、ミニプロ、灌漑・道路整備等の地域開発プロジェクトに対する無償資金協力等）。実施体制としては、JICA全体の関連事業部において既存のスキームにより実施することとなるが、要望調査やプロジェクト形成調査等において、日系人にかかわる、ないしは裨益する案件の発掘形成、相手国政府からの正式要請取付等に努力し、日系人関連事業の拡充を図ることとする。

###### 2) 技術協力の「目的達成業務」として実施

経済技術協力の担い手となりうる日系人の人材育成及び日系人を通じた地域社会への技術協力の観点から、日系人を通じた技術協力として整理できるものについては、JICAの技術協力事業の一環として実施することが効果的である。その際、通常の経済技術協力案件で必要とされる相手国政府との「国際約束の形成」は、国によっては必ずしも容易でないことが予想されるため、従来どおり日系団体等との間で直接実施するためのスキームを検討した結果、日系人支援事業の一部についてその位置付けを見直し、団法21条7号の規定に基づき技術協力の「目的達成業務」として実施することとし、平成8年度予算要求において、技術協力事業費として要求した結果、同要求が認められた。

(旧事業)	(新事業)	(新予算)
移住研修員受入	→ 日系研修員受入	: 技術研修員受入事業費
移住専門家派遣	→ 日系社会専門家派遣	: 技術協力専門家派遣事業費
移住ニア専門家派遣	→ 日系社会ニア協力専門家派遣	: 青年海外協力隊派遣事業費
海外開発青年派遣	→ 日系社会青年ボランティア派遣	: 青年海外協力隊派遣事業費

実施体制としては各事業予算の担当事業部において実施し、企画部移住企画調整課が実施状況について適宜モニターする。なお、各事業のうち研修実施業務の一部や専門家募集選考業務等可能なものについては、民間団体への業務委託を検討することとする。

##### (2) 移住事業による実施（民間事業への移管）

経済技術協力スキームに乗らない日系人関連事業については、当面従来どおり移住事業（4号業務）の附帯業務（6号業務）等として実施する。但し、本件事業については、現状においても多くを民間団体への助成または委託により実施しており、

今後業務委託をさらに進めるとともに、将来は民間事業への移管を検討する。

## 2. 移住事業から今後の日系人関連事業への進め方

従来の移住事業及び同事業の附帯業務として実施している日系人関連事業と、今後、JICA及び民間団体等により実施を検討する日系人支援事業との関係については、次頁の表の通り整理する。

移住事業から今後の日系人関連事業への進め方

現行移住事業	今後の日系人関連事業			
	移住者援助 移住事業	通常の経済 技術協力	技術協力の 目的達成業務	移住事業→ 民間事業
知識普及費				
海外移住発行				移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
日系有識者等招聘				
海外日系人大会				
海外開発青年送出諸 費			青年海外協力隊派遣 事業費(日系社会青 年ボランティア)	
援助指導諸費				
移住専門家派遣			技術協力専門家派遣 事業費(日系社会専 門家)	
移住シニア専門家 派遣			青年海外協力隊派遣 事業費(日系社会シ ニア協力専門家)	
農業試験場	運営費・施設費 の扱い要検討	農林水産業協力事業費 等	農林水産業協力事業 費等	
営農普及	計画的重点施策 策定による実施	関連事業費	技術研修員受入事業 費(第二国 ・第三国研修)、 技術協力専門家派遣 事業費(第二国・第 三国専門家)	移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
医療衛生対策		関連事業費		
教育文化対策				
施設等整備	計画的重点施策 策定による実施	関連事業費等		
日系団体業務委託				移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
本邦就労者生活相談				
人材育成費				
移住研修員受入			技術研修員受入事業 費(日系研修員受入)	
日本語学校生徒研修				移住事業費 (将来は民間事 業への移管)
本邦就労者帰国前 研修				
婦人講習				
日系留学生中央研修				
海外移住センター		詳細別項のとおり		
調査諸費	計画的重点施策 策定	援助効率促進 費等		

### 3. 日系人を通じた技術協力

#### (1) 日系人を通じた技術協力の趣旨

中南米の日系社会は、地域開発の拠点となって居住国の経済・社会発展のために重要な貢献を果たしている。このような状況において、日系人は我が国が経済技術協力等を通じて推進している途上国の経済社会開発の有効な「媒体」になりうることに着目し、経済技術協力の実施に際し、係る日系人の媒体としての能力を有効に活用していくこととする。

#### (2) 日系人を通じた技術協力の背景と期待される効果

当該国の国民である日系人や当該国を構成する一部である日系社会に直接技術移転を行うことにより、草の根レベルで当該地域に技術が浸透する効果が期待しうること。直接住民（日系人・日系社会）から要望を聴取し、当該地域のニーズに応じた柔軟性及び機動性のある技術移転を我が国主導で行うことが可能となること。日系人は一般的に日本語の素養があり、両国の習慣、現地の特性等に明るく、日系人を技術の受入れ、普及面での担い手として活用することは、より効果的な協力を繋げると期待できること。さらに、移住地等の日系社会は地域開発の拠点となって居住国の発展のために重要な貢献を果たすに至っており、係る実績を有する日系社会（日系人）を積極的に活用することにより、より効果的な技術移転を期待しうること。

#### (3) 日系人を通じた技術協力の事業内容

中南米地域における現地日系社会の要請に基づき、当該地域の日系人を対象に、日系社会を含む当該地域の発展に必要な協力活動を実施する。

- ・日系研修員受入事業：本邦における技術研修の実施
- ・日系社会専門家派遣事業：本邦専門家の派遣
- ・日系社会シニア協力専門家派遣事業：技術・技能と豊富な実務経験及び奉仕の精神をもって貢献することを希望する本邦中高年者（40歳以上70歳未満）の派遣、協力活動支援。
- ・日系社会青年ボランティア派遣事業：技術・技能と豊富な実務経験及び奉仕の精神をもって貢献することを希望する本邦青年（20歳以上40歳未満）の派遣、青年の協力活動支援。

### 4. 日本語教育の方向性とJICAによる今後の取り組み方

日本語教育をめぐる環境は日系社会の世代交代によって最も大きな変化を受けているものの1つである。移住事業における日本語教育分野の支援は、移住者子弟の増加とともに現地からの要望はますます大きくなる傾向にある。しかし、母語としての日

本語はしだいに減少し、第二言語として日本語を学ぶ移住者子弟が大きな割合を占めるようになりつつあり、「外国語としての日本語」「継承語としての日本語」等、日本語教育の方向性に関してさまざまな議論がある。したがって、今後は現地の日本語環境の変化及び移住事業から日系人支援への展開という2つの側面からの検討が必要となり、後者については日系人を通じた技術協力による日本語教育へのアプローチという新たな事業の方向性を検討しなければならない。その際、日系社会が技術協力の「媒介」となりうるとの観点から、日本語教育分野についても、単に日本語能力のみならず現地語とのバランスの取れた能力、異文化間コミュニケーション能力を兼ね備えた、架け橋となる人材の育成を目的とした協力として位置付け検討していくべきである。

## IV. 海外移住センターのあり方

### 1. 海外移住センターと移住事業の再編

#### (1) 海外移住センターの沿革と変遷

海外移住センターは、昭和36年5月に外務省「横浜移住斡旋所」として移住者の渡航前訓練講習及び渡航手続きのための宿泊・研修施設として建設された。昭和40年代以降、移住者子弟が増加するにつれ、移住者・日系人の人材育成業務が同センターの主要な機能と位置付けられるようになり、昭和60年には開発青年の派遣前訓練（2ヵ月間）も実施することとなった。さらに平成6年度の移住事業再編により、平成5年度をもって移住者送出業務を停止した。同センターは、海外移住をめぐる環境の変化に対応しながら、その重点を徐々に日系人関連事業へと移行させてきたと言える。平成8年度における海外移住センターの事業分類は以下のとおり。

- ①日系人を通じた技術協力： a) 日系研修員受入（移住者子弟一般技術研修等）  
b) 日系社会青年ボランティア派遣（派遣前訓練等）
- ②海外移住事業： a) 移住者・日系人に係る人材育成業務  
（日本語学校生徒研修等）  
b) 移住者に対する渡航手続きサービス等

#### (2) 海外移住センターの方向性と検討課題

海外移住センターでは、平成8年度より団法第21条第7号に基づく「日系人を通じた技術協力」の実施を主要業務としていくことになり、事業形態の上からは、技術協力を実施するセンターとしての性格を有していくことになった。この結果、これまで団法第21条4号が規定する海外移住事業を担う同センターの規程・予算上の位置付けと、実施する業務内容が必ずしも合致しなくなったことから、海外移住センターの機能及び施設に関する今後の基本的なあり方を改めて検討する必要性が生じている。

JICAとしては同センターがJICAの重要な資産であるとの観点からも、その有効な活用を図っていくべきであり、今後は移住事業、技術協力事業等を問わず、JICA全体として如何なる機能を付与することが可能であるのか、またそのためにはどのような施設が要求されるかを考えていくことが重要である。そこで以下では、同センターをJICAの「総合センター」として見直し、新たな位置付けで活用していくためのあり方について検討していくこととする。

ただし、既存施設である「海外移住センター」の活用という性格に鑑み、現センターが有する次のような特徴を前提として検討していくこととしたい。

・移住事業を実施してきた同センターの蓄積を重視し、「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業を有効かつ効率的に実施するための中心機関としての役割を付与

する。

・現施設の立地（横浜市）を首都圏南部・東日本の南部地域として位置付け、他の国内機関との地理的な関係にも配慮しながら、その利点に着目する。

## 2. 総合センターとして考えられる機能

総合センターが備えうる機能を大きく分けると、技術研修員受入事業（日系研修員含む）、日系社会青年ボランティア、海外移住事業、総合窓口機能に整理することができる。

総合窓口機能としては、首都圏南部・東日本南部地域での立地を前提とし、関東支部の分担範囲のうち神奈川県等の東日本南部地域を担当、当該地域における「地方展開」を強化することが望ましいと考えられる。

その他、神奈川県には附属機関として神奈川国際水産研修センターがある。同センターは、施設の老朽化が問題となってきたことに加え、漁法等の変化に対応するため、平成9年度からはこれまで直接実施してきた漁業実習等を外部委託する計画となっており、現在地に立地しなければならない必然性が薄れてきている。したがって、効率的な事業実施の観点からは、総合センターの機能として、水産研修センターの研修機能を含めた選択肢を設定することも考えられる。ただし、その可能性を検討するためには、さらに別途調査を実施する必要がある。

## 3. 海外移住センター施設の現状と総合センターとしての課題

海外移住センターは鉄筋コンクリート4階建て、敷地面積4,658平方メートル、25室68ベッドの規模の施設であるが、築後35年を経過しており、施設全般に老朽化がかなり進んでおり、本建物の鉄筋コンクリートの耐用年数はあと数年から10年位の間であると推定される。建設当時は、移住者の渡航直前の宿泊施設として設計されたため、宿泊室は家族単位による短期滞在（2週間程度）を想定しており、一部屋に多人数を収容する形式となっていた。その後、移住研修員の受入開始等により、宿泊環境の改善を図ってきたが、他の技術研修センターの水準とは大きく乖離しているおり、中・長期にわたる研修目的の滞在には十分な環境と言えないのが現状である。

総合センターとしての機能を担っていくためには、まず現施設の増改築による対応が考えられるが、昭和56年の建築基準法の改正により、基本的に柱、梁等の改築が認められず、また増築も10平方メートルまでが限度となっており、現有施設をそのまま利用すること、現有施設の増改築によって対処することは不可能であり、新たに建設することが必須となる。

#### 4. 総合センターの施設内容と規模

技術研修員受入事業（日系研修員、技術研修員）、日系社会青年ボランティア派遣事業及び海外移住事業の実施により必要とされる宿泊施設のベースは合計30,729人日であり、年間を通じて均等に宿泊があるとすれば85ベッドに相当するが、必要な宿泊規模が最大となるのは11月で3,414人日、114ベッドである。予想される宿泊需要全てに対応したと仮定し、最大値である114ベッドを確保した場合の入館率は74%となり、運営上不可欠とされる入館率70%を維持することは十分可能であり、将来的な事業の拡大余地を見込んだ適正な規模と判断できる。

なお、先にも言及したように、例えば神奈川国際水産研修センターが現在有する研修・宿泊業務など、総合センターの機能を今後さらに拡大して検討していく可能性も残されており、その場合には150ベッド程度までの宿泊施設規模を検討する必要がある。

#### 5. 総合センターの立地と建設方法

総合センターの建設地として、海外移住センターの現所在地及び横浜市より誘致のある「みなとみらい21」新港地区について検討が必要である。

##### (1) 海外移住センター敷地に建設する場合

同センターは、横浜市磯子区のJICA所有地（敷地面積4,658平方メートル）に立地している。敷地面積及び建築条件から、総合センターの宿泊規模を114ベッドとした場合に必要な規模の施設を建設することは物理的に不可能ではない。ただし、この場合は敷地を最大限に利用し、高層の施設で必要な床面積を確保しなければならないため、必要とされる施設内容が与えられた空間の中で実際に整備できるかどうかを判断するためには、具体的な設計作業を行う必要がある。また、高層施設を建設する場合には近隣住宅等の日照権への配慮が必要であり、この面からも総合センターを現在の敷地に建設することが適当であると即断することはできない。

##### (2) 「みなとみらい21」新港地区に建設する場合

「みなとみらい21」は、横浜都市部に隣接するふ頭や工場跡地及び埋立地における大規模な再開発事業であるが、横浜市では本計画の一環として、総合センターの建設に関心を示しており、同計画地の一角である新港地区に候補地を提示するところとなっている。

新港地区は桜木町駅あるいは関内駅よりおよそ1キロメートルの距離にあり、首都圏南部・東日本南部地域といった海外移住センターの地理的条件に合致し、候補地として検討が必要と考えられる。新港地区に総合センターを設置した場合、最も大きな利点は、総合窓口機能に関してであろう。第1に、同地域の計画目的にもあ

るように、横浜が有する国際港湾都市としての歴史的背景を受け、国際交流の拠点機能が「みなとみらい21」の主要な柱の1つとなっている。また第2に、同地に既に整備されている国際交流施設の利用が可能となるとともに、同施設内に事務所を設けている国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関との連携も期待できる。

加えて、同新港地区は、かつて南米への移民船が船出していった横浜港大棧橋とも隣接しており、総合センターの主要機能の1つである「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業の中核機関としての性格から見ても、明治以来の移住発祥の地として意味深いものがある。

### (3) 今後の検討の方向性

以上のように総合センターの設置場所としては、海外移住センター敷地及び「みなとみらい21」ともに可能性があるものの、総合センターとしての機能をより積極的に発揮していくためには後者での建設が望ましいものであると判断される。

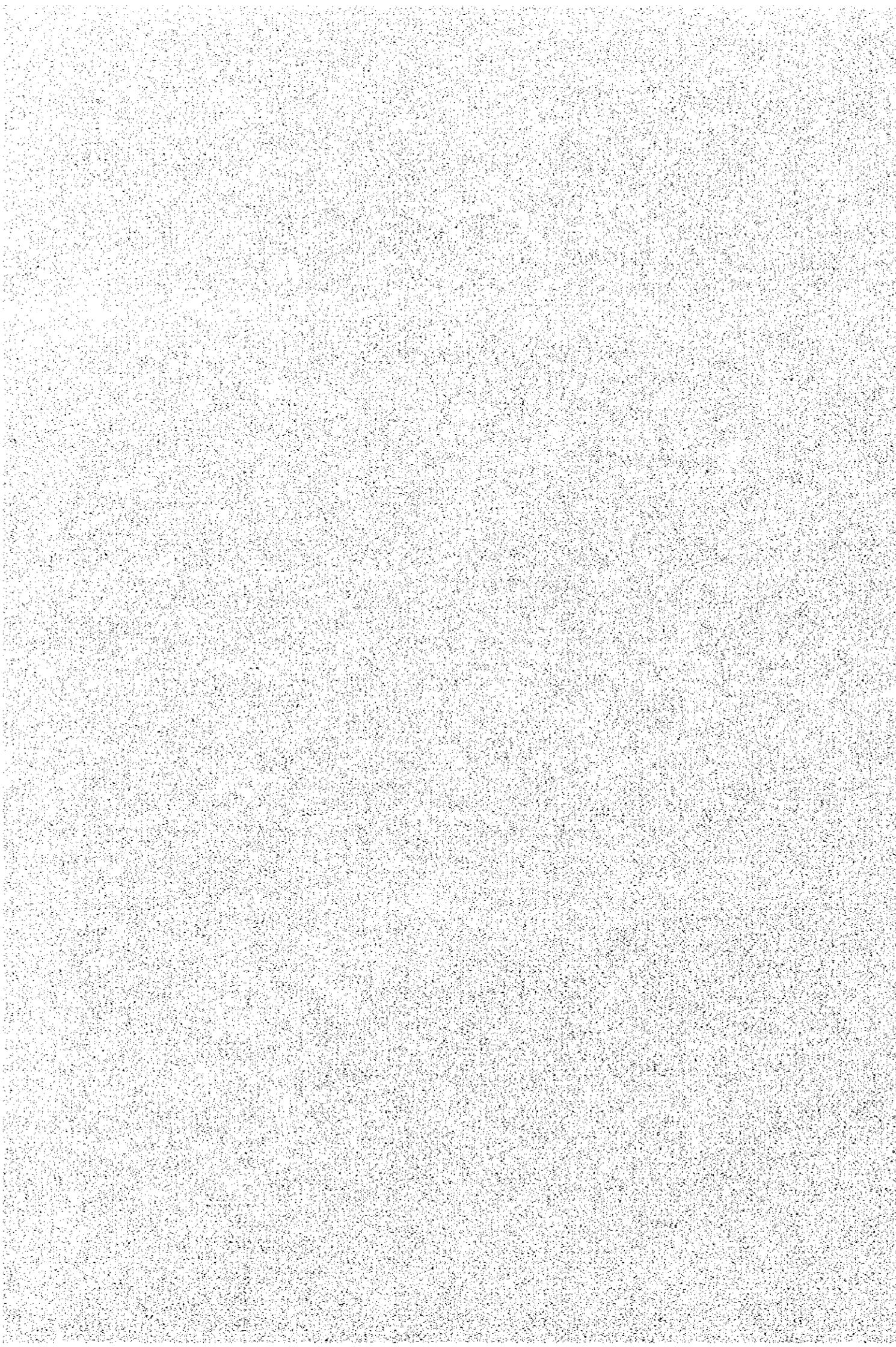
## 6. 総合センターの運営

研修施設の運営管理については、JICAによる直営管理方式と国際協力・交流のために設置された公益性を有する第三セクターに委託する方式が現実と考えられる。地元自治体が出資する第三セクターに本総合センター運営を委託できる条件が整うかどうかは今後の検討となるが、もう1つの可能性として、(財)海外日系人協会への委託も検討が可能であろう。同財団は、日系人との相互協力の推進、友好親善と対日理解の促進等を目的とした公益法人であり、この点では第三セクターと同様の性格を有しており、日系研修員受入事業の研修実施機関として、あるいは海外移住事業による助成金事業の主催者等として、同センターの事業の重要な部分を担うことが予想されている。

総合センターは「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業を実施する拠点機能を有するとしても、海外の日系社会から日本政府に対し長年にわたって要求のある母国での「拠り所」（一時帰国時の宿泊施設等）としての役割を果たすものとは考えられていない。ただし、同財団に運営を委託した場合には、その経営努力の1つとして、国際交流事業で訪日する日系人等を宿泊状況に応じ宿泊させることは可能であり、日系社会の要望に応じていくことも期待できるであろう。



## I. 移住事業の再編と今後の方向性



# I. 移住事業の再編と今後の方向性

## 1. 移住事業の基本施策とその変遷

### (1) 海外移住の変化

我が国国民による戦後の海外移住は、食糧難や失業者問題が深刻化した戦後間もない昭和27年に再開され、以来40年余りが経過した。戦後の移住者総数は26万人に及び、このうち、JICA扱い移住者数は7万3,000人に至っている。この間、移住者数、移住形態、移住先国とも時代の変遷とともに大きく変化してきている。近年、政府の支援を必要とする中南米諸国への移住者数は著しく減少し、JICA扱い移住者数は、長期的にはほぼ一貫して低減の方向をたどってきた（平成5年度31人）。

移住形態については農業中心から商工業、サービス業等へと転換してきており、移住先国についてもブラジル、アルゼンティン、パラグアイ等の中南米諸国から米、加、豪を中心とした先進国志向の移住へと大きく変化し、そのほとんどが、国の支援によらず自助による個人ベースの移住により占められている。

### (2) 移住事業の変遷と移住者・日系人支援

戦後の我が国の移住事業は、当初は中南米諸国への移住者の送出に重点がおかれていたが、昭和40年代には、移住者数が減少傾向となり、移住者の現地における定着・安定のための援護に事業の重点が移行した。

さらに、昭和50年代以降の移住事業においては、移住者自身に対する援護に加え、移住者子弟たる日系人に対する支援の必要が生じた。すなわち日系人への支援無くして移住者自身の安定自立も期し得ないとの見地から、JICAの移住事業の一環として移住者子弟の人材育成（現地教育、本邦研修）、日本語教育等のための事業が行われてきた。

現行の移住事業は、概ね日系3世までを事業の対象としている。何故ならば、我が国としては国の政策として送り出した中南米移住者を援護すべき立場にあり、移住者本人と密接な生活関係にあるその子及び孫である2、3世が抱える諸問題への解決への支援は、移住者自身の生活の安定にもつながるからである。現在JICAの移住事業費の中で、移住者対象の事業費は約3割、移住者子弟（日系人）対象が約7割という状況となっている。

## 2. 移住事業の現状と再編の背景

### (1) 移住者・日系人社会の現状

このような変遷の中で、海外における移住者・日系人社会も新たな変革期を迎えている。我が国の戦前戦後の移住者総数は約103万人に及ぶが、現在の移住者・日系人社

会は、ブラジルの約128万人を筆頭に、推定で250万人に達するとともに、世代交代が進展しつつあり、2～4世が日系社会の中核を構成するに至っている。

中南米地域の移住者社会は、移住先国の国情等により、自立安定に未だ問題を残している移住地も一部存在するが、総じて成熟段階に到達している。各移住先国で、これら移住者及び日系人が政官界、産業界、芸術・文化等の広範な分野に進出し、各国の経済及び社会の発展に積極的な貢献を行っていることは周知の事実である。

いまや、移住者・日系人社会は、時代の変化を経て各々の移住先国で確固たる地位と評価を築き上げており、移住先国の発展ばかりでなく、我が国との友好・協力関係の増進に大きな役割を担うに至っている。

## (2) 外交的資産としての日系人

中南米諸国の移住者・日系人社会では、前述のとおり世代交代が急速に進展しており、近い将来その主体が移住者からその子、孫等の日系人となることが確実となっている。このため移住事業自体を継続することが困難となり、その結果、従来移住事業の延長線上で実施してきた日系人関連事業も実施困難となることが予想される。

しかしながら、全世界で約250万人と推定される日系人は、各国の政官界、経済界、芸術・文化等の広範な分野に進出し、各界で指導的立場に立っている人々も少なくない。これらの日系人は、総じて我が国に対する良き理解者であり、我が国と居住国との2国間関係の強化等を進めていく上で、有力な支持基盤となりうる貴重な外交的資産といえる。

したがって、従来中南米地域において、日本人たる移住者に対する支援の一環として考えられてきた日系人関連事業を、この際捉え直し、外国人たる日系人に対する事業のあり方として考え直す必要がある。すなわち、日系人が我が国と居住国との間の2国間関係において大きな役割を果たしていることを積極的に評価して、日系人関連事業のあり方を再構築することが肝要である。その際、日系人関連事業の内容については、JICAの移住事業のみならず、次のとおり経済技術協力事業をも考慮に入れることが必要であろう。

## (3) 経済技術協力における日系人の役割

中南米諸国における日系移住地は、地域開発の拠点となっている。例えば、ブラジル・アマゾン地域、ボリヴィア、パラグアイ等の移住地が地域開発において果たしている役割は極めて大きい。今後、移住者及び移住地に対する直接的な支援に加え、経済技術協力を通じて移住地を含む広域的な地域社会開発を図ることができれば、日系移住地が地域発展のための中核的役割を果たしていくことも期待できよう。係る観点から、今後、経済技術協力事業による日系人社会との協力の推進を図り、居住国及び移住地・周辺地域の経済・社会の調和ある発展が図られるよう配慮することが重要である。

とりわけ JICA が経済技術協力を推進していく上で、日系人は経済技術協力の受益者のみならず協力の担い手、すなわち協力の有効な「媒体」となることが大いに期待される。したがって、JICA としては、日系人を 2 国間の架け橋となりうる良きパートナーであるとの認識に立って日本語教育の充実をはじめとする日系人の人材育成や日系人との協力を促進する措置を積極的に推進する必要がある。また、経済技術協力事業の実施に当たっては、日系人が裨益するとともに国際協力の「媒体」としての能力を発揮しうる案件を可能な限り取り上げることが適当と考えられる。

係る日系人関連事業を実施する上では、可能な限り JICA の既存の経済技術協力事業のスキームを活用することが望ましい。その際、日系人が我が国と居住国との 2 国間の友好協力関係や居住国の経済開発に大きな役割を果たしていることを積極的に評価の上、日系人に対する支援・協力を JICA の新たな役割として認識し、具体的施策を検討することが望ましい。特に、日系人社会を意識した経済技術協力事業による対応については、個別案件ごとの対応にとどまることなく、相互の特性を生かしたスキームを形成し、より積極的な事業の推進に当たっていくことが重要である。

経済技術協力事業による日系人関連事業の実施は、効果的、効率的な経済技術協力の実施の観点から好ましいばかりではなく、日系人を従来の援助の受け手という受動的な位置付けから、経済技術協力の担い手としての能動的な位置付けに転換することにより、日系人の社会的地位等のさらなる向上にもつながることになる。

#### (4) JICA 移住事業実施体制の再編

移住事業をめぐる状況の変化に対応するため、JICA は、平成 5 年 10 月の海外移住審議会の意見書「移住者及び日系人に関する今後の政策」をも踏まえて事業の見直しを行った結果、平成 6 年度から移住事業の再編を行っている。再編の趣旨は、新たな移住者への訓練・送出にかかわるサービスを段階的に整理縮小する一方、既移住者の定着・安定にも十分配慮しつつ、国際協力の側面をより重視して移住者・日系人社会に対する支援・協力を一層強化していくことである。

実施体制については、事業の類似性から技術協力部門で実施可能な事業については、国際協力の側面をより重視して、移住者・日系人社会に対する支援・協力事業として、下記のとおり関連事業部で実施している。これに伴い移住事業部を廃止する一方、企画部に移住事業の企画・総合的調整及び他の事業部で実施困難な事業を所掌する移住企画調整課を新設した。事業内容については、積極的な移住者送出を目的とした広報事業及び移住者の訓練・送出に必要な予算を廃止し、移住者送出事業を取り止めるとともに、既移住者の定着・安定及び移住者・日系人に対する支援・協力のために必要な予算は拡充・強化している。

(事業)	(実施部局)
海外開発青年派遣事業	→ 青年海外協力隊事務局
移住専門家派遣事業	→ 派遣事業部
試験場運営事業	→ 農業開発協力部
人材育成事業	→ 研修事業部

### 3. 既移住者の定着・安定のための援助（移住者援護事業）

#### (1) 援助の必要性

中南米諸国に戦後形成した奥地集団移住地においては、30年余を経過する今日においても、なお自立安定に達していない一部の移住地がある。また、概ね自立安定に達しようとしている移住地であっても、移住者の自助努力の及ばない居住国の経済的・社会的要因のために、引き続き重い自助負担を強いられている例もみられる。これらの諸問題に対する移住者援護事業については、日本国政府の責務として位置づけ、当面の間支援を継続する必要がある。

#### (2) 援助の具体的課題

具体的には、北部ブラジルのトメアス移住地のように、基幹作物とする胡椒の栽培不振、国際穀物市況の低迷による営農の不振といった構造的問題を抱える移住地については、まず自立安定のための経済的基礎となる営農基盤整備を急ぐ必要がある。また、ドミニカ共和国のように、入植当初の政権崩壊を含む国内の混乱等による困難と、その後の経済状況の厳しさ等により、現在でも生活基盤を十分に確立していない移住者がいる移住国では、移住者の生活安定及び移住者・日系社会発展のために、特別な援護措置を取ることが必要である。

さらに、ブラジル等における成熟した移住者・日系人社会では、移住者1世の高齢化の進展に伴い、特に都市部における老人福祉問題が深刻化しつつある現状を考慮し、老人ホーム等の福祉対策の拡充にも配慮していく必要がある。

なお、パラグアイ、ボリヴィアにおける集団移住地のように、概ね自立安定に至っている移住地を今後さらに維持・発展させていくためには、周辺地域との開発を一体的に取り組むことが重要である。このため、日系人関連事業として、後述第4章「日系人社会に対する支援・協力の拡充（日系人支援）」のとおり、経済技術協力事業との連携を一層促進させていくことが必要となる。

#### (3) 計画的支援策の必要性

これらの個々の援護業務を実施するに当たっては、当該国の背景、移住地の問題点、移住者・日系人社会の現状及び課題等を把握し、これを詳細に分析した上で、その問題

点及び課題の解決のために最も効果的な援護事業を実施していくことが必要である。そのためには、より一層計画性を持たせた最終支援施策を講じ、移住事業の目的達成のため、着実に事業計画を推進していくことが肝要である。

JICAとしては、後述第Ⅱ編「移住者援護事業のあり方」に基づき、さらに具体的なスケジュールを設定し、事業計画を実施していくことが今後の課題となっている。

#### 4. 日系人社会に対する支援・協力の拡充（日系人支援）

##### (1) 経済技術協力による日系人関連事業

###### 1) 「国際約束の形成」を行うもの

本編第2章第3節で述べた経済技術協力における日系人の役割を踏まえ、具体的には、まず、通常の経済技術協力スキームにより、日系人が裨益するとともに「媒体」となりうる案件を可能な限り取り上げることが望ましい。すなわち相手国政府が通常の方法により「国際約束の形成」を行うことを前提として日系社会に裨益する案件を要請してくる場合は、日系人関連事業として捉え、実施の可能性を積極的に検討するとともに、日系人関連事業実施の必要性、重要性につき、JICA全体として認識を深め、日系人にかかわる、ないしは裨益する案件の発掘形成等に努力し、日系人関連事業の拡充を図ることが必要である。

近年の通常の経済技術協力スキームによる日系人関連案件の実例としては、ブラジルにおける日系病院への医療機材供与、パラグアイにおける移住地周辺道路整備への無償資金協力と日系人関連農業開発プロジェクト方式技術協力、ボリビアにおける移住地周辺水害対策開発調査と橋梁整備無償資金協力、ドミニカ共和国における日系人関連農業開発と水供給無償資金協力等がある。また、南米3カ国において移住者への営農指導のためにJICAが設置している農業試験場について、各国への農業分野技術協力における活用を進めており、平成8年度予算案では、試験場と技術協力との連携推進のため、農林水産業協力事業費において、特定プロジェクト方式支援費が新たに認められている。

###### 2) 「国際約束の形成」を行わないもの

また、経済技術協力の担い手となりうる日系人の人材育成及びこれらの日系人を通じた地域社会への技術協力の観点から、従来移住事業として相手国を通さずに実施してきた日系人関連事業のうち、日系人を通じた技術協力として整理できる事業については、今後はJICAの技術協力事業の一環として実施することが効果的である。その際、日系人関連事業を積極的に進めるためには、通常の経済技術協力案件で必要とされる相手国政府との「国際約束の形成」は、国によっては必ずしも容易でないことが予想されるため、これを行わず、従来どおり日系団体等との間で直接実施するためのスキームの検討が必要である。さらに、日系人関連事業の今後の継続・拡充を可能

にするため、予算確保のために然るべき工夫を検討する必要があるであろう。

このため JICA は、平成 8 年度予算要求において、次のとおり、従来移住事業として実施してきた日系人支援事業の一部について位置付けを見直し、新たに「日系人を通じた技術協力」と位置付け、技術協力事業費において予算を要求した結果、同要求が認められた。同予算要求に当たっては、相手国との国際約束の形成を経ずに、従来どおり JICA 事務所と日系団体の間で直接実施するとともに、各技術協力予算の中に「日系人を通じた協力に必要な経費」を確保している。今後は新事業へのスムーズな移行と事業の拡充が課題となっている。

(旧事業)	(新事業)	(新予算)
移住研修員受入	→ 日系研修員受入	: 技術研修員受入事業費
移住専門家派遣	→ 日系社会専門家派遣	: 技術協力専門家派遣事業費
移住シニア専門家派遣	→ 日系社会シニア協力専門家派遣	: 青年海外協力隊派遣事業費
海外開発青年派遣	→ 日系社会青年ボランティア派遣	: 青年海外協力隊派遣事業費

## (2) 民間団体の活用による日系人関連事業

経済技術協力スキームに乗らない日系人関連事業については、当面従来どおり移住事業の延長線上で実施することになるが、本件事業については、現状においても多くを民間団体への助成または委託により実施しており、今後民間団体への業務委託をさらに進め、その活用を図るとともに将来的には、民間事業への移管を検討することが望ましい。知識普及事業や日系人本邦就労者事業等が対象となる。

また、技術協力の一環として実施する日系人関連事業についても、日系研修員受入の研修業務等、可能なものについては民間団体に業務を委託して実施することが効果的・効率的である。

但し、民間団体における現状の実施体制は必ずしも十分でないこともあるので、人的支援等を通じ関連民間団体の体制強化を図りつつ、従来以上に民間団体への業務委託を進めることとし、段階的に民間団体の活用を進めることが必要である。

係る日系人関連民間団体としては、従来から一部の日系人関連事業を実施してきた(財)海外日系人協会が適当と考えられる。JICA は平成 7 年度から、同協会への業務委託の拡充をはじめ、同協会の体制強化のための支援に取り組んでいる。

## (3) 人材育成及び日本語教育

移住者・日系人社会においては、世代交代が進む中で、将来居住国や地域社会において指導者の素養を有する有能な人材の育成が急務となっており、今後、経済技術協力の「媒体」となる日系人の人材育成をはじめ、日系人の人造りを促進する上で、教育環境の整備をはじめ一層の支援を図る必要がある。

中でも、日系人としてのアイデンティティーを保つ上で、日本語の運用能力を高め

るとともに、日本文化に対する理解を進め、2国間の架け橋としての役割を果たしうる人材を育成するため、日本語教育の充実に向け、そのあり方を見直す必要がある。その際、従来の移住者子弟に対する国語教育としての日本語教育から、今後は日系人に対する外国語教育としての日本語教育の視点へシフトしていく方向で検討することが望ましい。

#### (4) 海外移住センターのあり方

移住者送出のための宿泊訓練施設として建設した海外移住センターは、現在では移住事業による日系人関連業務のために利用しており、施設の老朽化による建替えの必要性に加え、施設内容の見直しが必要になっている。については、センターの建替えに当たっては、上述の事業の見直し内容を踏まえ、新施設をJICAが実施する今後の日系人関連事業（「日系人を通じた技術協力」及び海外移住事業）の拠点施設とするとともに、施設の有効利用の観点からも、JICA事業の総合センターとして、可能な限り、通常の技術協力による研修員受入事業等のためにも活用することが望ましい。

また、今後の日系人関連事業のうち、民間団体の活用による日系人施策の一部についても、できるだけ本センターの活用を図り、センターを日系人関連事業における民間団体との連携の拠点とすることも検討することが望ましい。

#### (5) 日系人本邦就労者対策

近年における日系人本邦就労者の増加に伴い、一部現地日系社会においては空洞化現象等種々の問題が存在している。JICAとしても、本邦就労者のあり方については今後とも注意し見守っていくことが必要と考えられるが、他方で、現在移住者・日系人への支援の延長線上で実施している日系人本邦就労者対策業務について、引き続き民間団体の活用による日系人関連事業として、内容の充実と実施体制の整備を図りつつ実施していくことが重要である。

さらに、本邦就労者が居住国に帰国後、2国間の架け橋としての活躍を図れるようにするためにも、JICAの経済技術協力等による日系人関連事業を居住国で積極的に展開していくことが求められている。

